明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**三四）　一

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件
（**法務**一四八）　一

○独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件の一部を改正する件（**外務**七六）　二

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**八〇二）　二

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**同**八〇三）　三

○保安林の指定を解除する件
（**同**八〇四～八〇九）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**八一〇～八一六）　三

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件
（**経済産業**五一）　四

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**五〇一）　四

○設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準を定める等の件の一部を改正する件
（**同**五〇二）　五

○型わく及び支柱の取り外しに関する基準を定める件の一部を改正する件
（**同**五〇三）　六

○道路に関する件
（**関東地方整備局**七〇、七一）　七

○都市計画に関する件
（**近畿地方整備局**三七～四〇）　八

○都市計画に関する件
（**四国地方整備局**四四、四五）　八

〔国会事項〕　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕　一〇

官庁事項
指定流通機構の主たる事務所の所在地の変更について（国土交通省）　一〇

労働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示
（中部運輸局最低賃金公示二）　一一

〔資料〕

平成二十八年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一二

〔公告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三

会社その他

省令

○厚生労働省令第三十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の二第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第五項中「及び高病原性鳥インフルエンザ」を「並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改め、同項第三欄第二号中「高病原性鳥インフルエンザ」の下に「及び低病原性鳥インフルエンザ」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に輸出国の政府機関により発行された鳥類に属する動物（指定検疫物を除く。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十条第一項に規定する衛生証明書の記載事項については、なお従前の例による。